

国 水 下 事 第 5 5 号
令 和 2 年 3 月 3 1 日

都 道 府 県 下 水 道 担 当 部 長 殿
政 令 指 定 都 市 下 水 道 担 当 局 長 殿
(以上地方整備局等
下水道事業担当部長等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部 下水道事業課長

大規模雨水処理施設整備事業実施要綱の運用について

令和2年3月31日付け国水下事第42号により、大規模雨水処理施設整備事業実施要綱の施行について国土交通省水管理・国土保全局長より通知したところであるが、その運用について、下記のとおり定めたので、遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、各都道府県におかれては貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしく願います。

記

1. 定義

「雨水処理を担う下水道施設」とは、下水道施設（合流式下水道を含む）のうち、雨水の排除、貯留、浸透等の機能を有するものをいう。

2. 大規模雨水処理施設整備事業計画の内容

- (1) 対象とする降雨は、再度災害の防止及び事前防災・減災の観点から適切に定めるものとする。
- (2) 大規模雨水処理施設整備事業計画は、以下の事項を定める。なお、当該計画は、必要に応じて、地域住民等の参画を得て策定する。
 - ① 対象地区の概要及び選定理由
 - ② 整備目標
 - ③ 内水ハザードマップ策定状況
 - ④ 事業内容及び年度計画
 - ⑤ 整備効果
 - ⑥ 放流先河川との調整状況
 - ⑦ その他必要な事項

3. 下水道床上浸水対策事業、事業間連携下水道事業との関係について

下水道床上浸水対策事業又は事業間連携下水道事業の採択要件に合致する場合は、当該制度により実施することを原則とする。ただし、事業の性質上、下水道床上浸水対策事業又は事業間連携下水道事業により実施することが適当でない事業については、その限りではない。

4. 大規模雨水処理施設整備事業計画と下水道法事業計画等との関係

大規模雨水処理施設整備事業計画に位置付けた施設は、速やかに事業計画に位置付けることとする。

なお、大規模雨水処理施設整備事業計画に位置付けた施設は、浸水に対する安全度を向上させる場合を除き、施設整備の目的に応じて、別途下水道ストックマネジメント計画又は下水道総合地震対策計画へも位置付けることとする。